

**横浜市青葉区民文化センター指定管理者  
選定評価委員会審査報告書**

**平成 24 年 9 月**

## 1 報告趣旨

横浜市青葉区民文化センター指定管理者の選定にあたり、横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査等を行いました。

今般、委員会による審査が終了し、指定候補者及び次点候補者を選定しましたので、結果を報告いたします。

## 2 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会

委員長 西田 由紀子（よこはま市民メセナ協会）

委員 安彦 善博（洗足学園音楽大学）

委員 長塚 義寛（特定非営利活動法人 DreamNavigation）

委員 細谷 佳世（東京地方税理士緑支部）

委員 三村 徳子（青葉区民生委員児童委員協議会）

## 3 審査の経過

(1) 平成 24 年 6 月 6 日

第 1 回委員会

ア 出席委員

5 名

イ 審査事項

(ア) 委員長及び委員長職務代理者の選出

(イ) 横浜市青葉区民文化センター指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）の内容、横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定基準（以下「選定基準」という。）等

(2) 平成 24 年 6 月 20 日

公募要項の配布

(3) 平成 24 年 7 月 9 日

公募説明会及び現場見学会の実施

20 団体の参加がありました。

(4) 平成 24 年 7 月 9 日から 7 月 13 日まで

公募要項等に関する質問の受付（95 問）

(5) 平成 24 年 7 月 26 日

公募要項等に関する質問への回答

(6) 平成 24 年 8 月 1 日及び 8 月 2 日

提案書類の受付

2 団体の応募がありました。

(7) 平成 24 年 8 月 24 日

## 第2回委員会

一次審査（経営状況に関する審査及び危機管理に関する審査による一次審査合格者の決定）

(8) 平成24年9月5日

## 第3回委員会

二次審査（面接審査（応募団体プレゼンテーション・質疑応答）による指定候補者及び次点候補者の選定）

## 4 審査にあたっての考え方

委員会では、選定基準にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーション・質疑応答による面接審査を行い指定候補者及び次点候補者選定を選定しました。

なお、選定に係る総合評価は、各委員の評点（持点130点）を合算し、出席委員で除算して算出した、平均点により行うこととしました。また、最低基準点を130点の6割である78点としました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。また、指定管理者公募開始から本報告書提出までの間、応募団体が失格事項に該当していないことを確認しました。

【参考 公募要項抜粋（公募要項11、12ページ）】

## 9 応募に関する事項

### (1) 応募団体

ア (略)

イ (略)

### ウ 欠格事項

次に該当する団体は、応募団体となることができません。ただし、欠格事項の(ケ)については、共同事業体の構成団体のいずれかが当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していれば、欠格事項にあたらな

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

(ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた者であること。

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していること。

- (オ) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていること。
- (カ) 選定委員会委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。
  - ※ 本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表（様式7）」を提出してください。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。）。
- (ケ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと。

(2) (略)

(3) 留意事項

ア (略)

イ 共同事業体構成団体の変更の禁止

共同事業体での応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。

ウ 接触の禁止

公募要項配布の日から指定管理者の指定までの間、選定委員会委員、事務局の職員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

エ 重複応募の禁止

本公募への応募は、一団体（一共同事業体）につき、一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募することも認められません。

オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 団体職員以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあつては、構成団体）の職員以外の者が次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 公募説明会及び現場見学会への代理出席
- (イ) 提案書その他の提出書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く。）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

キ 応募団体の失格

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) 「9(3)イ～カ」に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ク～シ (略)

## 6 応募団体

- (1) 東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区区民利用施設協会共同事業体
- (2) (株)プレルーディオ・(株)ビル代行・(株)パシフィックアートセンター共同事業体

## 7 審査結果

応募書類の審査及びプレゼンテーション・質疑応答による面接審査を厳正に行った結果、次の団体をそれぞれ指定候補者、次点候補者として選定しました。

なお、各委員が選定基準に基づき採点した評点の詳細は、別添の評点集計表のとおりです。

指定候補者		次点候補者	
団体名	点数	団体名	点数
東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区区民利用施設協会共同事業体	114.4	(株)プレルーディオ・(株)ビル代行・(株)パシフィックアートセンター共同事業体	94.4

## 8 審査講評

- (1) 東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区区民利用施設協会共同事業体  
当該共同事業体の提案では、ホールの特性をよく知ったうえで、今後、区民文化センターとしてどうあるべきかが明確に示されていました。また、実績に基づく多角的な観点からの提案がなされ、財政面から見ても収支のバランスを考えた着実に実現性のある内容となっています。

横浜市青葉区民文化センターを文化情報発信の拠点として位置づけ、さらに、人と地域と芸術を基調とする具体的な提案がなされており評価できます。今後3年間の企画概要では、上質な鑑賞事業の企画、区民参加・参

画型事業の充実、区制 20 周年についての対応等が実現性をもって計画され、年度ごとに段階的に進展する仕組みづくりが示されており、幅広い年代を対象とした企画、学校や区民サポーター等との地域を巻き込む企画など、協働の姿勢も評価できます。

横断的で柔軟な人員体制を構築する提案は、スピード感のある判断や効率的な管理が期待できます。

また、公共施設としてコンプライアンスを遵守し、特定の団体が優遇されることのない公平な利用が示される一方で、有益で優れた文化団体のサポートの考え方も併せ持っていました。公平な利用を考えると、後述の内容が抜け落ちてしまいがちですが、これをしっかり捉え提案していることが評価できます。

## (2) (株)プレルーディオ・(株)ビル代行・(株)パシフィックアートセンター共同事業体

この共同事業体は、当該指定管理業務に対する強い思いを示し、プレゼンテーションにおいても、これまでの 20 年間を総括したうえで、青葉区民文化センターをクラシックの殿堂とするべく、新たに進んでいきたいという思いを提示されました。

ただし、経営面については、施設運営にあたって重要な貸館事業の収入が減収となった場合の当該事業体の対応策についての見通しに不安が残り、長期の収支バランス等を考慮した場合の経済的なリスクに対応し、提案内容の継続性を担保するため、より具体的に検討を進め、実現性を高めていく必要があるとしました。

また、組織体制について明確に示されていない部分があり、ボランティアスタッフについての理解が不十分である記述があったりするなど、提案内容にもう一步検討を深める余地がある部分が見受けられました。

文化事業の提案に関しては、フィリア・プロデューサー・システムの構築、フィリア・ウィンドオーケストラ、少年少女合唱団の設置などの魅力的なアイデアが盛り込まれ、夢のある提案となっており、代表団体の実績を活かした提案として評価できます。

また、管理業務関連についても、危機管理、研修及び環境管理に関する提案には具体性があり優れた提案となっていました。

## 9 総評

今回の公募については、公募説明会に多数の団体の参加があり、高い関心が寄せられていたと思います。最終的には 2 つの共同事業体から応募があり、両共同事業体とも書類審査、面接審査に健闘いただきましたが、審査の結果

については、提案内容の実現性と継続性から評点に差がつかしました。

指定候補者に選定した東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区区民利用施設協会共同事業体が指定管理者として指定された場合は、その提案内容を実現するためしっかりと運営にあたっていただき、共同事業体として大きな成果を上げられることを期待しています。

## 横浜市青葉区民文化センター指定管理者採点表

平成24年9月5日(水)

応募団体 東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区民利用施設協会共同事業者

大項目	小項目	配点	委員採点					平均点
			1	2	3	4	5	
コン セ プ ト	○青葉区民文化センターを運営していくにあたっての総合的な基本理念・基本方針 【説明】 ・施設の設置目的や役割を理解した理念・方針	10	9	9	8	8	8	8.4
	○施設を運営していくうえでの経営に関する方針 【説明】 ・利用の促進、文化事業収入の増、協賛金等の獲得などによる収入増や経費節減などの経営にあたっての基本方針	10	9	8	10	8	8	8.6
文 化 事 業	○魅力的な文化事業実施のための方針 【説明】 ・「業務の基準」に記載した文化事業を企画立案、実施していくにあたっての方針 ・貸館等とのバランスを考えた文化事業の実施方針	10	10	10	7	9	8	8.8
	○音楽を中心とする質の高い鑑賞機会の提供の企画・実施に関する取組 【説明】 ・公演等の企画立案の仕組み ・平成25年度から27年度までの文化芸術の鑑賞機会提供の具体的な取組	10	10	10	8	9	8	9
	○次代を担う人材の発掘、育成等の支援策 【説明】 ・小中学生の創造性を育む取組 ・若手音楽家の発掘、育成、支援につながる取組	10	9	10	10	8	8	9
	○地域ニーズを反映させ、区の特徴を考慮した事業展開 【説明】 ・区民参加を促進する取組 ・区内外の芸術文化団体を支援する取組 ・区内文化施設、大学等と連携した区域全体の芸術文化振興の取組	10	9	10	7	8	8	8.4
	○応募団体が実施してきた文化事業活動の実績	10	10	10	10	9	8	9.4
運 営 ・ 管 理 業 務	○貸館事業に係る利用区分・料金設定等の考え方 【説明】 ・利用者が利用しやすく、かつ収益性を考慮した利用区分、利用料金設定及び利用料金減免の考え方	10	9	10	9	8	8	8.8
	○集客に関する考え方 【説明】 ・区民利用を促進し、多くの集客が期待できるアイデア・取組							
	○利用者サービスの充実に関する具体的な提案 【説明】 ・貸館利用者への適切な説明、助言、指導等の取組 ・利用しやすい申込方法 ・その他、施設の特徴を活かした魅力的な利用者サービス	10	9	9	9	8	8	8.6
	○魅力的な情報発信の提案 【説明】 ・情報コーナーなどの活用 ・多様なメディアを活用した情報発信							
	○個人情報保護の体制・取組 【説明】 ・個人情報保護の体制、法令遵守、研修等の取組	10	10	10	10	8	8	9.2
	○危機管理の体制・取組 【説明】 ・危機管理の体制、緊急時の対応、法令遵守、研修等の取組							
○施設の管理に関する効果的・効率的な提案 【説明】 ・施設・備品の適切な維持管理のための取組 ・環境コストを低減（ゴミの減量化や省エネルギー）させる取組 ・環境保全に関する法令遵守の取組	10	10	10	10	8	8	9.2	
○魅力的かつ効率的な施設運営を実現する組織体制 【説明】 ・文化事業の企画・実施、施設運営及び施設管理を的確に行うために必要な人材の確保 ・配置人員の職種、職能、責任体制等の具体的な提案と職員のリローテーション ・人材育成の考え方及びそのための研修体制・研修計画	10	9	10	8	9	8	8.8	
○5年間の収支予算 【説明】 ・収支のバランス、収支科目の整合性及び経費の節減についての考え方	10	9	10	7	8	8	8.4	
そ の 他	○市政・区政の推進に貢献する取組 【説明】 ・横浜市の芸術文化振興に係る事業や青葉区制20周年などの市政・区政に対して貢献する取組 ・その他、市政・区政に対して貢献する取組	10	10	9	10	8	8	9
合 計		130	122	125	113	108	104	114.4



## 横浜市青葉区民文化センター指定管理者採点表

平成24年9月5日(水)

応募団体 株式会社ブルーディオ・株式会社ビル代行・株式会社パシフィックアートセンター共同事業体

大項目	小項目	配点	委員採点					平均点
			1	2	3	4	5	
コン セ ン ト	○青葉区民文化センターを運営していくにあたっての総合的な基本理念・基本方針 【説明】 ・施設の設置目的や役割を理解した理念・方針	10	7	9	5	7	7	7
	○施設を運営していくうえでの経営に関する方針 【説明】 ・利用の促進、文化事業収入の増、協賛金等の獲得などによる収入増や経費節減などの経営にあたっての基本方針	10	7	8	4	7	7	6.6
文 化 事 業	○魅力的な文化事業実施のための方針 【説明】 ・「業務の基準」に記載した文化事業を企画立案、実施していくにあたっての方針 ・貸館等とのバランスを考えた文化事業の実施方針	10	9	9	5	6	8	7.4
	○音楽を中心とする質の高い鑑賞機会の提供の企画・実施に関する取組 【説明】 ・公演等の企画立案の仕組み ・平成25年度から27年度までの文化芸術の鑑賞機会提供の具体的な取組	10	9	10	4	8	8	7.8
	○次代を担う人材の発掘、育成等の支援策 【説明】 ・小中学生の創造性を育む取組 ・若手音楽家の発掘、育成、支援につながる取組	10	8	10	7	6	7	7.6
	○地域ニーズを反映させ、区の特徴を考慮した事業展開 【説明】 ・区民参加を促進する取組 ・区内外の芸術文化団体を支援する取組 ・区内文化施設、大学等と連携した区域全体の芸術文化振興の取組	10	9	10	6	6	8	7.8
	○応募団体が実施してきた文化事業活動の実績	10	8	9	5	8	7	7.4
運 営 ・ 管 理 業 務	○貸館事業に係る利用区分・料金設定等の考え方 【説明】 ・利用者が利用しやすく、かつ収益性を考慮した利用区分、利用料金設定及び利用料金減免の考え方	10	8	10	4	6	7	7
	○集客に関する考え方 【説明】 ・区民利用を促進し、多くの集客が期待できるアイデア・取組							
	○利用者サービスの充実に関する具体的な提案 【説明】 ・貸館利用者への適切な説明、助言、指導等の取組 ・利用しやすい申込方法 ・その他、施設の特徴を活かした魅力的な利用者サービス	10	8	9	4	6	8	7
	○魅力的な情報発信の提案 【説明】 ・情報コーナーなどの活用 ・多様なメディアを活用した情報発信							
	○個人情報保護の体制・取組 【説明】 ・個人情報保護の体制、法令遵守、研修等の取組	10	9	10	8	6	7	8
	○危機管理の体制・取組 【説明】 ・危機管理の体制、緊急時の対応、法令遵守、研修等の取組							
	○施設の管理に関する効果的・効率的な提案 【説明】 ・施設・備品の適切な維持管理のための取組 ・環境コストを低減（ゴミの減量化や省エネルギー）させる取組 ・環境保全に関する法令遵守の取組	10	9	10	8	6	7	8
○魅力的かつ効率的な施設運営を実現する組織体制 【説明】 ・文化事業の企画・実施、施設運営及び施設管理を的確に行うために必要な人材の確保 ・配置人員の職種、職能、責任体制等の具体的な提案と職員のリローテーション ・人材育成の考え方及びそのための研修体制・研修計画	10	8	10	5	6	6	7	
○5年間の収支予算 【説明】 ・収支のバランス、収支科目の整合性及び経費の節減についての考え方	10	8	9	5	6	7	7	
そ の 他	○市政・区政の推進に貢献する取組 【説明】 ・横浜市の芸術文化振興に係る事業や青葉区制20周年などの市政・区政に対して貢献する取組 ・その他、市政・区政に対して貢献する取組	10	8	8	4	6	8	6.8
合 計		130	106	121	66	84	95	94.4